

山口県民文化ホールいわくに

参考資料

令和7年9月

山口県観光スポーツ文化部 文化振興課

目次

《参考資料 1》	文化事業の実施状況・ ・ ・ ・ ・	1
《参考資料 2》	使用申込等の基準・ ・ ・ ・ ・	4
《参考資料 3》	施設の利用状況・ ・ ・ ・ ・	6
《参考資料 4》	岩国県税事務所の一元管理業務・ ・ ・ ・ ・	7
《参考資料 5》	県民文化ホールの維持管理に係る想定業務・ ・ ・ ・ ・	8
《参考資料 6》	収支の状況・ ・ ・ ・ ・	10
《参考資料 7》	施設等の利用料金表・ ・ ・ ・ ・	11
《参考資料 8》	利用料金の減額・減免の基準・ ・ ・ ・ ・	15
《参考資料 9》	管理体制の状況・ ・ ・ ・ ・	16
《参考資料 10》	リスク分担表・ ・ ・ ・ ・	17
《参考資料 11》	施設賠償保険の加入状況・ ・ ・ ・ ・	19
《参考資料 12》	指定管理者個人情報取扱特記事項・ ・ ・ ・ ・	20
《参考資料 13》	山口県民文化ホール条例・ ・ ・ ・ ・	23
《参考資料 14》	山口県民文化ホール規則・ ・ ・ ・ ・	33
《参考資料 15》	山口県民文化ホールいわくにフロアマップ・ ・ ・ ・ ・	35

《参考資料 1》

文化事業の実施状況

1 令和6年度実施

ジャンル	事業名	時期・期間	入場者・参加者実績
体験型展示 (企画展示ホール)	さわってたのしむ しかけ絵本展	4月27日(土)～ 5月6日(月・振休)	3,630
吹奏楽 (コンサートホール)	ジョン・ウィリアムズ ウインド・オーケストラ・コンサート2024 岩国公演	5月4日(土・祝)	485
室内楽 (コンサートホール)	ライナー・キュッヒル ヴァイオリン・リサイタル	5月18日(土)	272
講座 (大会議室)	みんなの音楽学校 第19回 大作曲家のアツイ関係 ～ショパンとリストの華麗な関係～	7月13日(土)	96
室内楽 (コンサートホール)	ズーラシアンブラス 音楽の絵本 フェアリーテール	7月21日(日)	986
育成事業 (多目的ホール)	OSK日本歌劇団「ラインダンス体験教室」 本公演:10月12日(土)	9月8日(日) ※1日2回開催	54
映画 (多目的ホール)	映画上映会 「映画 すみっこぐらし ツギハギ工場のふしぎなコ」	9月14日(土) ※1日2回上映	505
歌劇 (コンサートホール)	OSK日本歌劇団 レビュー in IWAKUNI	10月12日(土) ※1日2回公演	2,272
講座 (大会議室)	みんなの音楽学校 第20回 大作曲家のアツイ関係 ～モーツァルトとベートーヴェンの不思議な関係～	11月2日(土)	76
室内楽 (コンサートホール)	森 麻季 & 錦織 健 デュオ・リサイタル アメイジング・ソングス ～愛と煌めきを歌にのせて～	11月9日(土)	489
オーケストラ (コンサートホール)	読売日本交響楽団 大井剛史 × 角野隼人	12月8日(日)	1,177
映画 (多目的ホール)	映画上映会 「PERFECT DAYS」	1月19日(日) ※1日2回上映	705
室内楽 (大会議室)	アフタヌーン・コンサートVol.13 令和6年度 助成金審査会受賞記念 ソプラノ・デュオ・リサイタル ソプラノ:富永果捺子、宮川七海 ピアノ:小林知世	1月25日(土)	86
伝統芸能 (多目的ホール)	いわくに元気亭 春風亭昇太 独演会	2月2日(日)	365
講座 (大会議室)	みんなの音楽学校 第21回 大作曲家のアツイ関係 ～シューマンとブラームスの危ない関係～	2月15日(土)	62
室内楽 (大会議室)	アフタヌーン・コンサートVol.14 秋吉台音楽コンクール 山口県知事賞受賞記念コンサート コントラバス:十河七海 ピアノ:田中麻紀	2月22日(土)	96
施設開放 (全)	シンフォニア・フェスタ ～元気いっぱい☆ふれあいの日～	3月20日(木・祝)	5,857
合計	実施事業本数(17本)		17,213

2 令和5年度実施

ジャンル	事業名	時期・期間	入場者・参加者実績
室内楽 (コンサートホール)	堤剛 80周年記念チェロ・リサイタル	4月29日(土・祝)	290
合唱 (コンサートホール)	yab山口朝日放送開局30周年記念公演 ウィーン少年合唱団	5月7日(日)	748
POPS (コンサートホール)	松山千春 コンサート・ツアー 2023	5月31日(水)	1,143
講座 (大会議室)	【みんなの音楽学校】第16回 大作曲家、人生最高の日 ショパン	6月18日(日)	93
ジャズ (コンサートホール)	SADAO WATANABE GROUP 2023	7月1日(土)	1,073
地域連携 (多目的ホール)	はじめてのバレエ体験ワークショップ	7月9日(日)	66
室内楽 (コンサートホール)	元気やまぐち創造プロジェクト(文化庁助成) 「ジブリの思い出がいっぱい」 オーケストラによるドリームコンサート岩国公演	7月15日(土)	338
バレエ (コンサートホール)	東京バレエ団 子どものためのバレエ「ドン・キホーテの夢」	8月11日(金・祝)	804
講座 (大会議室)	【みんなの音楽学校】第17回 大作曲家、人生最高の日 ドヴォルザーク	9月3日(日)	75
室内楽 (大会議室)	【アフタヌーン・コンサートVol.12】特別版 福間洸太郎ピアノ・リサイタル	9月16日(土)	344
ミュージカル (コンサートホール)	日生劇場ファミリー・フェスティバル2023 音楽劇「精霊の守り人」	10月1日(日)	849
映画上映 (多目的ホール)	秋の映画上映会「いっちょらい」	11月11日(土)	734
室内楽 (コンサートホール)	クラシック・キャラバン2023<クラシック音楽の宝石箱> ～煌めくガラ・コンサート～	12月9日(土)	390
映画上映 (多目的ホール)	冬の映画上映会「長ぐつをはいたネコと9つの命」	12月16日(土)	274
地域連携 (企画展示ホール)	追悼 澄川喜一展	12月16日(土)～ 22日(金)	554
オーケストラ (コンサートホール)	ウクライナ国立フィル・ハーモニー交響楽団 ヴァイオリン:村田夏帆	12月25日(月)	852
講座 (大会議室)	【みんなの音楽学校】第18回 大作曲家、人生最高の日 ワーグナー	1月20日(土)	70
伝統芸能 (多目的ホール)	いわくに元気亭 春風亭昇太落語会	3月24日(日)	346
映画上映 (多目的ホール)	初春の映画上映会「BLUE GIANT」	2月17日(土)	354
施設開放 (全館)	シンフォニア・フェスタ	3月20日(水・祝)	6,250
合計	実施事業本数(20本)		15,647

3 令和4年度実施

ジャンル	事業名	時期・期間	入場者・参加者実績
映画上映 (多目的ホール)	映画上映会 『ミラベルと魔法だらけの家』	4月30日(土)	538
室内楽 (大会議室)	<アフタヌーン・コンサートVol.8> 歌で届ける皐月の香り 重本ゆうき(ソプラノ)・小林知世(ピアノ)	5月14日(土)	92
講座 (コンサートホール)	みんなの音楽学校 特別版 新体感！ バレエ音楽の世界 ～観て、聴いて、学ぶ！ バレエの楽しみ方～	6月4日(土)	334
講座 (大会議室)	みんなの音楽学校 第13回 Wake UP！ 大作曲家 覚醒(めざめ)の瞬間(とき) モーツァルト ～パリ、愛と哀しみのソナタ～	7月3日(日)	59
ポップス (コンサートホール)	南こうせつ コンサートツアー2022 ～夜明けの風～	8月8日(月)	771
室内楽 (コンサートホール)	ズーラシアンブラス 音楽の絵本 ～ダブルクインテット～	8月27日(土)	999
映画上映 (多目的ホール)	映画上映会 『咲(え)む』	9月23日(金・祝)	223
室内楽 (コンサートホール)	元気やまぐち創造プロジェクト 管弦楽アンサンブルと和太鼓のコラボレーション ～音楽と巡って 見つけて やまぐちの魅力～	10月1日(土)	226
室内楽 (多目的ホール)	<アフタヌーン・コンサートVol.9《特別版》> ピアノ・デュオ アン・セット・シス (山中惇史・高橋優介)	10月14日(金)	97
室内楽 (コンサートホール)	清塚信也 47都道府県ツアー2022-2023	10月22日(土)	1200
講座 (大会議室)	みんなの音楽学校 第14回 Wake UP！ 大作曲家 覚醒(めざめ)の瞬間(とき) ベートーヴェン ～革命のシンフォニー～	10月28日(金)	72
ミュージカル (コンサートホール)	全国公立文化施設協会 中四国支部連携文化事業 ミュージカル「クリスマス・キャロル」 【ミュージカル体験ワークショップ実施】 9月18日(日) 多目的ホール	11月19日(土)	490
オーケストラ (コンサートホール)	小林愛実 京都市交響楽団 指揮：高関 健 ピアノ：小林愛実	11月27日(日)	1,005
室内楽 (多目的ホール)	<アフタヌーン・コンサートVol.10> オトハコ ファミリーコンサート	12月4日(日)	301
オーケストラ (コンサートホール)	オーケストラ・アンサンブル金沢 指揮：川瀬賢太郎 チェロ：宮田 大	1月9日(月・祝)	487
伝統芸能 (多目的ホール)	いわくに元気亭 春風亭昇太 落語会	2月5日(日)	321
室内楽 (大会議室)	<アフタヌーン・コンサートVol.11> シャルール木管五重奏	2月11日(土・祝)	99
講座 (大会議室)	みんなの音楽学校 第15回 Wake UP！ 大作曲家 覚醒(めざめ)の瞬間(とき) ラフマニノフ ～復活のコンチェルト～	2月18日(土)	74
施設開放 (全館)	シンフォニア・フェスタ ～元気いっぱい☆ふれあいの日～	3月21日(火・祝)	2,727
合計	実施事業本数(19 本)		10,115

《参考資料 2》

使用申込等の基準

1 使用申込の受付

使用申込は、開館日の午前9時から午後7時までに、施設の使用許可申請書により申し込むものとし、先着順に受付を行っています。

2 使用許可申請書の受付期間

施設名	使用区分	受付期間
コンサートホール 多目的ホール	文化活動の利用	使用日の1年前から1月前
	練習のための利用	使用日の1月前から1週間前
	文化活動以外の利用	使用日の6月前から1月前
企画展示ホール	営利又は宣伝を目的としない利用	使用日の1年前から1週間前
	営利又は宣伝を目的とした利用	使用日の6月前から1週間前
会議室 和室	営利又は宣伝を目的としない利用	使用日の1年前から前日
	営利又は宣伝を目的とした利用	使用日の6月前から前日
リハーサル室	コンサートホール又は多目的ホールと併用する場合は、当該併用する施設と同一期間、その他の場合は、使用日の1月前から前日	
練習室	使用日の3月前から前日	
その他施設	上記に掲げる施設と併用する場合は、当該併用する施設と同一期間、その他の場合は、館長が適当と認める期間	

3 施設の連続使用期間

施設名	期間
コンサートホール、多目的ホール、企画展示ホール、会議室、和室	6日間以内
リハーサル室、練習室	2日間以内
その他施設	6日間以内

4 利用料金の納入

利用料金は前納とし、施設利用料金は請求書発行後20日以内に、舞台設備・器具等の利用料金は、使用当日に徴収しています。利用料金の納入方法は、現金払い又は指定銀行への口座振込としています。

5 利用料金の還付

既に納入された利用料金は還付しません。ただし、次のいずれかに該当するときは還付することができます。

- ①天災など使用者の責めに帰すことができない理由により使用できない時は、全額を還付する。
- ②使用日の6月前までに許可事項の変更又は使用の取消を申し出たときは、全額を還付する。
- ③使用日の1月前までに許可事項の変更又は使用の取消を申し出たときは、半額を還付する。

《参考資料 3》

施設の利用状況

1 利用実績の推移

区 分		R4年度	R5年度	R6年度
平均利用率 (%)		54.5	54.2	54.4
内 訳	コンサートホール	41.7	40.7	39.1
	多目的ホール	49.0	49.2	48.5
	企画展示ホール	37.4	42.4	45.8
	会議室	32.1	33.8	39.9
	特別会議室	31.4	32.6	34.9
	和室	39.6	43.7	38.8
	練習室	94.4	94.7	90.0
	リハーサル室	61.8	51.9	55.9
利用者数 (人)		124,606	153,614	155,431
文化事業本数 (本)		19	20	20
文化事業入場者数 (人)		10,115	15,647	19,455
文化事業充席率 (%)		60.4	70.5	72.8
貸館事業申請件数 (件)		1,208	1,227	1,225

※ 利用率・・・利用日数(1日1回以上使用日数)/利用可能日数(開館日)

※ 利用者数・・・文化事業の入場者数及び貸館事業等の利用者数

※ 文化事業充席率・・・販売枚数/座席数

※ 貸館事業申請件数・・・使用許可申請件数

《参考資料 4》

岩国県税事務所の一元管理業務

業 務 名	業 務 の 概 要
構内警備業務	警備員による構内の常駐及び巡回警備
機械警備業務	機械警備システムによる建物警備
設備運転監視保全業務	電気、機械、防災設備の運転監視保全業務 (関係業務) 運転監視制御業務、保守管理業務、防災業務、記録等管理業務、ビル管理法に基づく業務、高圧ガス法に基づく業務、危険物取扱者としての業務、鍵の管理及び施錠業務、その他業務(小修繕、応急措置等)
特定電気設備定期保守業務	中央監視盤等特定電気設備の定期保守 (関係設備) 中央監視盤、防災設備、発電機設備、受変電設備、直流電源設備、照明監視制御設備、非常放送設備、防災防煙設備、排煙設備、駐車場管制装置、自動ドア設備
特定機械設備定期保守業務	熱源設備等機械設備の定期保守 (関係設備) 熱源設備、空調設備、衛生設備、全熱交換機、自動制御設備、消防用設備、立体駐車場設備
電話設備定期保守業務	電話設備の定期保守
昇降機設備定期保守業務	昇降機設備の定期保守
樹木管理業務	芝生の目土、植木の施肥、消毒
可燃物・不燃物回収業務	可燃物、不燃物の回収処理

《参考資料 5》

県民文化ホールの維持管理に係る想定業務

番号	業務名	概要・対象施設等	業務内容	実施回数等
1	清掃業務	作業内容	(清掃)床掃除、衛生器具洗浄、茶殻・ゴミ処理、手すり水拭き、鉢植え灌水・清掃、エレベーター内清掃、バルコニー等清掃、照明器具・窓ガラス等清掃	
			(害虫駆除)「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第7号」の業務(害虫駆除)を法令に基づき実施する。	
			(ゴミの搬送等)所定の場所へ出されたゴミ及び湯沸室の茶殻等を収集後、駐車場ゴミ庫へ搬送する。	
		コンサートホール・会議室等	日常清掃	毎日
			定期清掃(ワックス塗布等)	1回～3回/年
			随時清掃(専用クリーニング等)	随時
		共用部分	日常清掃	毎日
			定期清掃(ワックス塗布等)	2回～4回/年
			随時清掃(専用クリーニング等)	随時
		窓ガラス	定期清掃(窓ガラス研磨等)	1回～2回/年
		害虫駆除	薬剤による害虫駆除	2回～4回/年
		ゴミの搬送等	可燃物、不燃物等の収集・搬送	毎日
		留意事項	清掃業務及び害虫駆除業務に使用する器具(掃除機・モップ等)、資材(薬剤、ワックス等)及び消耗品類(トイレtpーパー、手洗い石鹸等)は、委託業者が調達するものとする。	
2	舞台・音響・照明設備の操作・点検業務	コンサートホール、多目的ホール、企画展示ホール、会議室、練習室、リハーサル室、その他附属施設	①対象施設において舞台機構・音響・照明設備並びに付属設備の操作及び管理	
			②公演、練習、会議等における機材(楽器を含む)等の仕込み、撤収作業及び運営における安全管理	
			③利用者等との打ち合わせにおいて、技術的な助言及び援助を行う。	
			④その他運用上必要が生じたときに協議して定める業務	
3	舞台機構設備保守点検業務(コンサートホール、大会議室)	コンサートホール、大会議室の舞台機構設備を良好かつ安全な状態に保つため、定期的に点検等を行い、作業報告書を作成する。	舞台機構設備を正常に維持管理するため、電気事業法、消防法、建築基準法及びその他関係法令を尊重し、的確な維持管理、点検、測定、調査等の作業を行い、迅速に業務を実施する。	2回～6回/年
4	舞台機構設備保守点検業務(多目的ホール)	多目的ホールの舞台機構設備を良好かつ安全な状態に保つため、定期的に点検等を行い、作業報告書を作成する。	舞台機構設備を正常に維持管理するため、電気事業法、消防法、建築基準法及びその他関係法令を尊重し、的確な維持管理、点検、測定、調査等の作業を行い、迅速に業務を実施する。	2回～6回/年

5	舞台音響設備 保守点検業務	コンサートホール、多目的ホール、大会議室、練習室等の舞台音響設備を良好かつ安全な状態に保つため、定期的に点検等を行い、作業報告書を作成する。	舞台音響設備等を正常に維持管理するため、電気事業法、消防法、建築基準法及びその他関係法令を尊重し、的確な維持管理、点検、測定、調査等の作業を行い、迅速に業務を実施する。	2回～4回/年
6	舞台照明設備 保守点検業務	コンサートホール、多目的ホール、大会議室の舞台照明設備を良好かつ安全な状態に保つため、定期的に点検等を行い、作業報告書を作成する。	舞台照明設備を正常に維持管理するため、電気事業法、消防法、建築基準法及びその他関係法令を尊重し、的確な維持管理、点検、測定、調査等の作業を行い、迅速に業務を実施する。	1回～4回/年
7	可動展示パネル 設備保守点 検業務	企画展示ホールの可動展示パネル設備を良好かつ安全な状態に保つため、定期的に点検等を行い、作業報告書を作成する。	可動展示パネル設備を正常に維持管理するため、電気事業法、消防法、建築基準法及びその他関係法令を尊重し、的確な維持管理、点検、測定、調査、清掃等の作業を行い、迅速に業務を実施する。	1回～2回/年
8	スタインウェイ ピアノ点検業 務	ピアノを良好な状態に保つため、点検等を行う。	県民文化ホールいわくにに備え付けのピアノを正常に維持管理するため、的確な維持管理、点検等の作業を行い、迅速に業務を実施する。 ＜スタインウェイグランドピアノD型 :2台＞	随時
9	ヤマハピアノ 点検業務	ピアノを良好な状態に保つため、点検等を行う。	県民文化ホールいわくにに備え付けのピアノを正常に維持管理するため、的確な維持管理、点検等の作業を行い、迅速に業務を実施する。 ＜ヤマハグランドピアノCFⅢ-S:1台＞ ＜ヤマハグランドピアノC7:2台＞	随時
10	ピアノ調律業 務	ピアノを良好な状態に保つため、公演実施時等に調律を行う。	県民文化ホールいわくにに備え付けのピアノについて、コンサート等の利用に供するために必要な調律を行う。 ＜上記のピアノ5台について実施＞	随時
11	館内デジタル サイネージシ ステム管理運 営・保守点検	デジタルサイネージシステムの良好な運用、保守管理等を行う	県民文化ホールいわくにに備え付けのデジタルサイネージシステムについて、運用、保守管理等を行う。	随時
12	特定建築物等 の定期点検	特定建築物、建築設備、防火設備、昇降機	建築基準法第12条に基づき、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を行う。	特定建築物:3年に1回 特定建築設備:年1回

※まとめて実施することができる業務については、まとめて実施することも可能。

《参考資料 6》

収支の状況

(単位:千円)

区分	R4	R5	R6	備考
収入額	301,569	301,435	286,004	
内訳				
指定管理料収入	233,880	224,998	221,585	
施設利用料収入	33,855	37,424	34,237	
事業収入	30,943	35,847	27,385	入場料、助成金
その他収入	2,892	3,166	2,796	友の会会費等
支出額	302,279	312,122	298,660	
内訳				
人件費	103,268	103,268	103,268	
管理運営費(人件費除く)	132,134	141,493	131,117	
光熱水費	36,424	33,471	33,837	
修繕費	4,629	11,341	2,103	
委託料	75,024	76,341	83,276	
その他運営費等	16,057	20,340	11,901	通信運搬費、消耗品費等
文化事業費	66,876	67,359	64,276	公演製作費、会場使用料、広告費等
収支差額	▲ 710	▲ 10,687	▲ 12,656	

《参考資料 7》

施設等の利用料金表(文化活動の場合)

令和元年10月1日改定(単位:円)

施設区分	入場料金額 による区分	休日等区分	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日	延長料 (1時間に つき)
			9～12時	13～17時	18～22時	9～17時	13～22時	9～22時	
コンサート ホール (1205席)	徴収しないか 1,000円未満	平 日	29,150	43,720	58,310	72,870	102,030	131,180	14,560
		土日、休日	34,980	52,460	69,970	87,440	122,430	157,410	17,470
	1,000円以上 2,000円未満	平 日	49,550	74,320	99,120	123,870	173,440	222,990	24,750
		土日、休日	59,460	89,180	118,950	148,640	208,130	267,590	29,700
	2,000円以上 3,000円未満	平 日	58,300	87,440	116,620	145,740	204,060	262,360	29,120
		土日、休日	69,960	104,920	139,940	174,880	244,860	314,820	34,940
	3,000円以上	平 日	72,870	109,300	145,770	182,170	255,070	327,940	36,400
		土日、休日	87,450	131,160	174,930	218,610	306,090	393,540	43,680
多目的 ホール (374席)	徴収しないか 1,000円未満	平 日	9,170	13,770	18,360	22,940	32,130	41,300	4,580
		土日、休日	11,000	16,520	22,030	27,520	38,550	49,550	5,490
	1,000円以上 2,000円未満	平 日	15,580	23,400	31,210	38,980	54,610	70,190	7,780
		土日、休日	18,700	28,090	37,450	46,790	65,540	84,240	9,340
	2,000円以上 3,000円未満	平 日	18,340	27,540	36,720	45,880	64,260	82,600	9,160
		土日、休日	22,000	33,040	44,060	55,040	77,100	99,100	10,990
	3,000円以上	平 日	22,920	34,420	45,900	57,340	80,320	103,240	11,450
		土日、休日	27,510	41,310	55,080	68,820	96,390	123,900	13,740
大 楽 屋	平均 49.3㎡(5室)		940	1,280	1,610	2,220	2,890	3,830	390
小 楽 屋	平均 28.4㎡(7室)		1,270	1,720	2,150	2,990	3,870	5,140	520
オーケストララウンジ	70.6㎡		1,370	1,860	2,350	3,230	4,210	5,580	580
リハーサル室	83.5㎡		510/時間						
第1練習室	85.0㎡		510/時間						
第2練習室	112.9㎡		740/時間						
主催者控室	平均 32.6㎡(3室)		200/時間						
チケット販売室	24.4㎡		300/時間						
クローク	43.9㎡		200/時間						
シャワー室	(2人用2室、3人用2室)		200/時間(2人用)、300/時間(3人用)						
企画展示 ホール	約396.4㎡	平 日	5,750	7,780	9,780	13,530	17,560	23,310	2,430
		土日、休日	6,900	9,330	11,730	16,230	21,060	27,960	2,910
大会議室	264.9㎡ (別途控室等 116.1㎡)	平 日	16,650	22,470	28,310	39,120	50,780	67,430	7,060
		土日、休日	19,980	26,960	33,970	46,940	60,930	80,910	8,470
特別会議室	86.1㎡ (別途控室等 38.7㎡)	平 日	5,960	8,060	10,150	14,020	18,210	24,170	2,520
		土日、休日	7,150	9,670	12,180	16,820	21,850	29,000	3,020
和 室	145.9㎡		740/時間						

【備考】

- 1 利用料金には、消費税を含んでいます。
- 2 利用料金表は、文化活動に使用する場合の利用料金を示し、冷暖房料を含んでいます。
- 3 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理券その他名称の如何を問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいい、入場料に複数の徴収区分がある場合は、その最高額を適用します。
- 4 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年 法律第178号)に規定する休日をいいます。
- 5 「延長料」とは、許可使用時間を超えて使用した部分に対する利用料金をいい、その許可使用時間を超えて使用した時間に1時間未満の端数があるとき、又はその時間が1時間未満であるときは、その端数の時間は1時間として計算します。
- 6 コンサートホール、多目的ホール、リハーサル室、練習室、企画展示ホール、会議室又は和室を次の目的で使用する場合の利用料金は、利用料金表の半額となる優遇措置があります。
 - (1) 児童、生徒若しくは学生(学校教育法(昭和22年 法律第26号)に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。)が使用する場合
 - (2) 文化の振興を目的とする公共的団体等が、営利又は宣伝を目的(商品の販売又は商品の展示等宣伝を目的とする行為をいう。)としない広域的文化活動に使用する場合
- 7 コンサートホール若しくは多目的ホールを、専ら練習若しくは準備のために使用する場合又は企画展示ホールを準備のために使用する場合の利用料金は、利用料金表の半額となります。
- 8 コンサートホール又は多目的ホールを文化活動以外に使用する場合の利用料金は、次の割増額となります。
 - (1) 営利又は宣伝を目的としない使用
利用料金表の入場料金額による区分が1,000円以上2,000円未満の欄の金額と入場料金額による区分の該当する金額とを比較して多い方の額
 - (2) 営利又は宣伝を目的とした使用
利用料金表の入場料金額による区分が3,000円以上の欄の額
- 9 リハーサル室、練習室、企画展示ホール、会議室又は和室を営利又は宣伝を目的として使用する場合は、利用料金表の該当する金額にその金額の1.5倍の金額を加算した割増額となります。ただし、営利又は宣伝を目的としない使用の場合は、文化活動以外に使用するときであっても割増額とはなりません。
- 10 割引又は割増に伴い、利用料金に10円未満の端数が生じる場合は、その金額は切り捨てとします。

シンフォニア岩国舞台設備・器具等利用料金表 (令和元年10月1日改定)

種別	名 称	単位	利 用 料 (1回当たり)円	種別	名 称	単位	利 用 料 (1回当たり)円	
舞台設備	オーケストラピット	基	6,070	音響器具	ミキサー	式	1,270	
	雛壇ざり(大)	基	2,340		移動式音響セット	式	2,650	
	〃 (小)	基	1,170		同時通訳装置	式	10,570	
	音響反射板(照明含む)	式	5,650		レシーバー・イヤホン	台	100	
舞台器具	仮設舞台幕 紗幕(黒)	枚	1,040	コンサートH照明器具	フットライト	列	630	
	浅黄幕				60W×96灯=5,760W			
	定式幕				ロアーホリゾンライト	列	1,700	
	暗転幕				500W×64灯=32,000W			
	ホリゾン幕				ボーダーライト	列	1,170	
	所作台・化粧かまち	式	7,750		200W×108灯=21,600W			
	平台	台	200		サスペンションフロースポットライト	台	300	
	松・竹羽目	式	3,180		(HTI 400W)			
	ひ毛せん	枚	300		アッパーホリゾンライト	列	3,080	
	長座布団	枚	200		500W×126灯=63,000W			
	上敷ござ	枚	300		ステージサイドスポットライト	組	300	
	金びょうぶ	双	1,580		650W×5灯=3,250W			
	鳥の子びょうぶ	双	1,580	ソリストスポットライト	式	300		
	フロア・バレエ用シート	枚	740	1KW×4灯=4,000W				
	演台(花台2台を含む)	式	630	コンダクタースポットライト	式	300		
	司会台	台	300	1KW×2灯=2,000W				
	指揮者台	台	300	フロントサイドスポットライト	式	2,540		
	指揮者譜面台	台	100	1KW×20灯=20,000W				
	ピット用指揮者譜面台	台	300	第1シーリングスポットライト	列	1,700		
	譜面灯	台	50	1.5KW×20灯=30,000W				
	譜面台(楽団員用)	台	80	第2シーリングスポットライト	列	2,110		
	演奏者用いす	脚	80	2KW×20灯=40,000W				
	チェロ奏者用いす	脚	80	センターピンスポットライト(ケノン3KW)	台	2,540		
	コントラバス奏者用いす	脚	120	3KW×2灯=6,000W				
	音響器具	オーケストラひな段	式	4,150	多目的H照明器具	アッパーホリゾンライト	列	2,110
		スクリーン	枚	1,170		500W×64灯=32,000W		
		プログラムスタンド	台	100		ロアーホリゾンライト	列	1,700
コンサートホール拡声装置		式	4,050	300W×64灯=19,200W				
多目的ホール拡声装置		式	2,980	ボーダーライト	列	840		
大会議室拡声装置		式	1,480	150W×12灯=1,800W				
はね返りスピーカー		台	940	フロースポットライト(ケノン500W)	台	410		
ステージスピーカー		組	1,270	フロースポットライト(ケノン1KW)	台	840		
移動型パワースピーカー		台	200	共 調光操作卓	式	3,820		
効果装置(エフェクター)		式	1,040	共用移動照明器具	フレネルスポットライト	台	630	
オープンテープレコーダー		台	1,700		(HMI 1.2KW)			
カセットテープレコーダー		台	940		フレネルスポットライト	台	940	
CDプレーヤー					(HMI 2.5KW)			
ミニディスクプレーヤー					スポットライト 250W×4	組	300	
録音・再生機器					スポットライト 500W	台	200	
4点つりマイク装置		式	1,040		スポットライト 650W	台	200	
マイク	本	840	スポットライト 1KW		台	300		
ワイヤレスマイク	本	1,270	スポットライト 1.5KW		台	410		
マイクスタンド	本	100	スポットライト 3KW	台	940			

種別	名 称	単位	利 用 料 (1回当たり)円	種別	名 称	単位	利 用 料 (1回当たり)円
共同移動照明器具	ストリップライト 85W×8灯=680W	台	300	共同移動照明器具	精密先玉	組	100
	効果器(①+②+③) ① プロジェクタースポットライト 1KW プロジェクタースポットライト 400W ② 効果付属器 芯なしマシン ディスクマシン スライドキャリア フィルムマシン スパイラルマシン リニアエフェクトマシン ③ 先玉	式	840		カラーフィルター	枚	80
					スタンド	本	50
					ハンガー	個	50
				楽器	ピアノ(スタインウェイ)	台	10,570
					ピアノ(ヤマハCFⅢ-S)	台	5,550
					ピアノ(ヤマハC7)	台	1,580
					ドラムセット(ヤマハ)	台	510
				その他の器具	映像システム	式	1,880
					オーバーヘッドカメラ	台	940
					スライド映写機 250W	台	630
					スライド映写機 1KW	台	1,880
	つりパネル(国旗・県旗)	枚	100				
	折り畳みテーブル	台	100				
	スタッキングいす	脚	80				
	折り畳みいす	脚	30				
	座卓	脚	100				
	つり看板枠	枚	1,040				
		持込電気器具用電気	KW/H	40			

注 ① 利用料金は、午前(9時～12時)・午後(13時～17時)・夜間(18時～22時)をそれぞれ1回として計算します。

② リハーサル室、和室又は練習室の使用に併せて使用する場合は、4時間を1回として計算します。

③ 持込電気器具用電気利用料金については1時間当たりの金額とします。この場合、消費電力に1KW未満の端数があるとき、又はその消費電力が1KW未満であるときは、その端数の消費電力は1KWとして計算します。

《参考資料8》

利用料金の減額・減免の基準

1 減額の基準

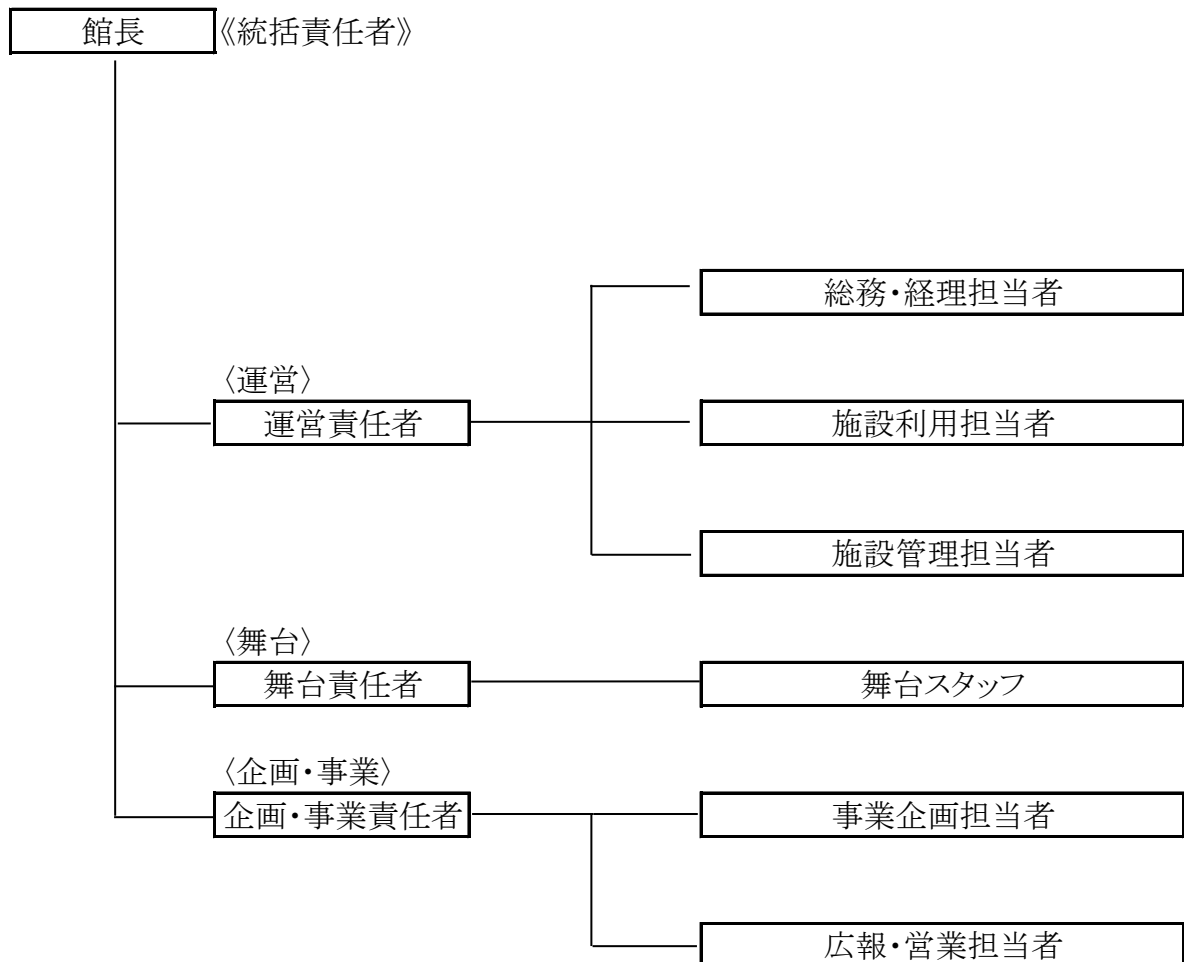
減額の事由	施設名	減額率
(1)児童、生徒若しくは学生(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。)が使用する 場合 (2)文化の振興を目的とする公共的団体が営利若しくは宣伝を目的としない文化活動に使用する 場合 ※「公共的団体」とは、以下のいずれかに該当する団体です。 ・県内に所在する公益法人(構成団体を含む) ・県内に所在するNPO法人(構成団体を含む) ・県内の複数市町村において、広域的に活動を行う非営利団体	・コンサートホール ・多目的ホール ・リハーサル室 ・企画展示ホール ・会議室 ・特別会議室 ・和室 ・大練習室 ・小練習室	50%
練習又は準備のために使用する 場合	・コンサートホール ・多目的ホール ・企画展示ホール	50%

2 減免の基準

減免の事由	施設名	減額率
指定管理者が公益上特に必要があると認めるとき その他特別の理由があると認めるとき ※公益上特に必要があると認めるとき、その他特別の理由があると認めるときとは、概ね以下のような場合です。 ○文化の振興を目的とし、営利若しくは宣伝を目的としない活動で、次のいずれかに該当する場合 ・市町村が主催(市町村が参画する実行委員会による場合を含む)、共催若しくは後援する催事 ・障害者等が使用する ・幼稚園又は保育所の幼児等が教育上使用する場合 ・施設の管理法人が行う催事 ○県の主催(県が参画する実行委員会による場合を含む)、共催、後援する催事	・コンサートホール ・多目的ホール ・リハーサル室 ・企画展示ホール ・会議室 ・特別会議室 ・和室 ・大練習室 ・小練習室	50%

《参考資料9》

管 理 体 制 の 状 況



《参考資料10》

リスク分担表

項 目	内 容 等	損失の負担	
		県	指定管理者
物 価 の 変 動	管理運営費に係る物価水準の上昇		○
金 利 の 変 動	金利の変動に伴う資金調達コストの増加等		○
税 制 の 改 正	①施設の設置や管理運営の根幹に影響が及ぶもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
関 連 法 令 の 改 正	①施設の設置基準・管理基準に関するもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
施 設 利 用 度 の 低 下	施設の利用度が当初の想定を下回ったことによる利用料金収入の減少(管理運営の中断による場合を除く)		○
施 設 (設 備) の 損 傷 (損失には、修繕工事期間中のサービス提供に必要な施設の仮設経費等を含む。)	①不可抗力(県及び指定管理者のいずれの責めにも帰しがたい暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象)によるもの	○	△ (軽微)
	②管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③日常的(小規模)修繕で修復できるもの (①及び②の場合を除く)		○
	④大規模修繕(1件あたり所要額が100万円(消費税等を含まない)以上のもの)又は改修を要するもの(①及び②の場合を除く)	○	
備 品 の 損 傷	①県貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの	○	
	②県貸与備品に係る管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営経費の中で指定管理者が取得した備品に係るもの(所有は指定管理者に帰属)		○
支 払 の 遅 延	①県から指定管理者への指定管理料の支払遅延による新たな資金調達の発生	○	
	②指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞金、違約金等の発生		○
周 辺 地 域 ・ 住 民 及 び 施設利用者への対応	①周辺地域との協調に関するもの		○
	②施設の管理運営に対する利用者や地域住民からの要望、苦情、反対、訴訟への対応に関するもの		○
	③その他	○	
指定管理者が行う自主事業との関係	①指定管理者が付带的に行う自主事業に起因して施設の管理運営に生ずる損失		○
	②施設(設備)の損傷、管理運営に係る事故等により指定管理者が付带的に行う自主事業に生じる損失		○
個 人 情 報 の 漏 洩	①県の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの	○	
	②指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの		○

項 目	内 容 等	損失の負担	
		県	指定管理者
管 理 運 営 に 係 る 事 故 （損失には、事故の発生に伴う施設又は管理運営の改善に要する経費等を含む。）	①施設の設置の瑕疵から生ずるもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずるもの （自動車の運行による事故、生産物の瑕疵による事故、利用者からの預かり金品の毀損・紛失等）		○
	④その他	○	
第 三 者 へ の 賠 償 （指定管理者による損失の負担は、国家賠償法の規定に基づき、県が賠償を行い指定管理者に対して求償権を行使する場合を含む。）	①施設の設置の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずる損害に対するもの		○
	④県が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	⑤指定管理者が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	⑥その他	○	
保 険 へ の 加 入	①施設の設置に関するもの（火災共済保険）	○	
	②施設の管理に関するもの（施設賠償責任保険等）		○
	③管理運営業務に関するもの（利用者に係る保険等）		○
業 務 内 容 の 変 更	①県の事情によるもの	○	
	②指定管理者の事情によるもの		○
管 理 運 営 の 中 断	①不可抗力によるもの	○	
	②サービスの提供に不可欠な人材、原材料等の入手が困難となったことによるもの		○
	③関係法令の変更によるもの	原因となった各項目に係るリスク分担の区分による。	
	④施設（設備）の損傷によるもの		
	⑤管理運営に係る事故によるもの		
業 務 の 終 了 又 は 廃 止	業務の終了又は廃止に伴う指定管理者の徴収等の経費		○
そ の 他	①県の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	②指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○

《参考資料11》

施設賠償保険の加入状況

1 公立文化施設賠償責任保険

区 分		支 払 限 度 額	
施 設 管 理 責 任	人 身 事 故	1事故あたり	30億円
		1名あたり	3億円
		人格権侵害事故 (1事故・期間中)	100万円
	財 物 事 故	1事故あたり	1億円
		物損的損壊を伴わない第三者財物使用不能損害 (1事故あたり)	3,000万円
受 託 物 管 理 責 任	財 物 事 故	1事故あたり	3,000万円

2 公立文化施設災害補償保険

区 分		被災者1名あたり限度額
被災者対応費用補償	被災者1名あたり	100万円
傷害見舞費用補償	死亡見舞費用	50万円
	後遺障害見舞費用	後遺障害の程度に応じて 50万円～1.5万円
	入院見舞費用	入院日数に応じて10万円～2万円
	通院見舞費用	通院日数に応じて5万円～1万円

《参考資料 1 2》

指定管理者個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この協定に係る公の施設の管理の業務（以下「管理業務」という。）の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定管理者の指定が取り消された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第3 乙は、管理業務を実施するために取得する個人情報については、管理業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、管理業務に関して知り得た個人情報を公の施設の管理の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 乙は、管理業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第6 乙は、管理業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この協定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（複写・複製等の禁止）

第7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、管理業務を実施するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、管理業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この協定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

（再委託に係る連帯責任）

第9 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

（再委託の相手方に対する管理及び監督）

第10 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

第11 乙は、管理業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定管理者の指定が取り消されたときは、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、消去、又は新たに指定管理者となるものに引き継がなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

（遵守状況に関する報告）

第12 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

（監査等）

第13 甲は、管理業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委

託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

- 2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又は管理業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

（事故発生時における報告等）

第 14 乙は、管理業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

- 2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

（指定の取消し及び損害の賠償）

第 15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、指定管理者の指定を取り消すことができる。

- 2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

《参考資料 13》

○山口県民文化ホール条例

平成八年三月二十二日

山口県条例第二号

山口県民文化ホール条例をここに公布する。

山口県民文化ホール条例

(設置)

第一条 県民の文化活動その他の学習活動を促進し、もって文化の振興を図るため、県民文化ホールを設置する。

(名称及び位置)

第二条 県民文化ホールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山口県民文化ホールいわくに	岩国市

(業務)

第三条 山口県民文化ホールいわくに（以下「県民文化ホール」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- 一 文化活動その他の学習活動の機会の提供に関すること。
- 二 文化活動その他の学習活動に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、文化の振興を図るために必要な業務に関すること。

(平一七条例六二・追加)

(開館日)

第四条 県民文化ホールは、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除き、毎日開館する。

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

(平一七条例六二・追加)

(開館時間)

第五条 県民文化ホールの開館時間は、午前九時から午後十時までとする。

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮するこ

とができる。

(平一七条例六二・追加)

(使用の許可)

第六条 県民文化ホールの施設のうち次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 コンサートホール
- 二 多目的ホール
- 三 楽屋
- 四 ラウンジ
- 五 リハーサル室
- 六 主催者控室
- 七 チケット販売室
- 八 クローク
- 九 シャワー室
- 十 企画展示ホール
- 十一 会議室
- 十二 特別会議室
- 十三 和室
- 十四 練習室

(平一七条例六二・旧第三条繰下・一部改正)

(許可の制限)

第七条 知事は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- 一 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 県民文化ホールの管理上支障があると認められるとき。

(平一七条例六二・追加)

(許可の取消し等)

第八条 知事は、第六条の許可を受けた者又は県民文化ホールの施設のうち同条各号に掲げるもの以外のものを使用する者（以下「使用者」と総称する。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用を拒むことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

二 知事の指示に従わないとき。

(平一七条例六二・旧第四条繰下・一部改正)

(弁償)

第九条 使用者は、県民文化ホールの施設又は器材器具を損傷し、又は亡失したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

(平一七条例六二・旧第五条繰下)

(指定管理者による管理)

第十条 県民文化ホールの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

一 第三条各号に掲げる業務に関すること。

二 第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

三 第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

四 第六条の許可をすること。

五 第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

六 施設及び設備の維持管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならない。

3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。

4 指定管理者が県民文化ホールの管理に関する事務を行う場合における第七条及び第八条第二号の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一七条例六二・追加)

(指定管理者の指定)

第十一条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

- 3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、県民文化ホールの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による応募があったときは、次に掲げる基準によって、その応募を審査しなければならない。
- 一 事業計画書の内容が、県民文化ホールを使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。
 - 二 事業計画書の内容が、県民文化ホールの効用を十分に発揮するとともに、県民文化ホールの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
 - 三 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。
- 5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。
- 6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち県民文化ホールの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。
- 7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。
- 8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

（平一七条例六二・追加）

（指定管理者が講ずべき措置）

第十二条 知事は、第十条第一項の規定による指定をするときは、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報（第十条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

（平一七条例六二・追加、令四条例四一・一部改正）

（利用料金）

第十三条 第六条各号に掲げる施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、別表第一に掲げる基準額に十分の八を乗じて得た額から当該基準額に十分の十二を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が定める額と別表第二に掲げる

金額を合算した額とする。

- 3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があるときと認めるときは、利用料金を減免することができる。

(平一七条例六二・旧第七条繰下・一部改正)

(知事による管理の業務の実施)

第十四条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて県民文化ホールの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により県民文化ホールの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第十条第一項の規定にかかわらず、県民文化ホールの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として収受させることが適当でないと認められるときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の規定の例により、第六条各号に掲げる施設の使用につき、別表第一に掲げる基準額に相当する額と別表第二に掲げる金額を合算した額の使用料を徴収する。

(平一七条例六二・追加)

(その他)

第十五条 この条例に定めるもののほか、県民文化ホールの管理について必要な事項は、知事が定める。

(平一七条例六二・旧第八条繰下)

附 則

この条例は、平成八年六月三十日から施行する。

附 則（平成九年条例第一五号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一七条例第六二号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の次に三条を加える改正規定（第三条及び第四条に係る部分に限る。）は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の山口県民文化ホール条例（以下「改正前の条例」という。）第六条の規定に基づき委託している県民文化ホールの管理に関する事務及び改正前の条例第七条第一項の規定に基づき財団にその収入として収受させている利用料金については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成二六年条例第一〇号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年条例第一一号）抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則（令和四年条例第四一号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

別表第一（第十三条、第十四条関係）

(平九条例一五・平一七条例六二・平二六条例一〇・平三一条例一一・一部改正)

項	施設の名称	区分	単位	基準額
一	コンサート ホール	専用使用	午前九時から正午まで	二万九千五百五十円
			午後一時から午後五時まで	四万三千七百二十円
			午後六時から午後十時まで	五万八千三百十円
			午前九時から午後五時まで	七万二千八百七十円
			午後一時から午後十時まで	十万二千三十円
			午前九時から午後十時まで	十三万千百八十円
			延長料一時間につき	一万四千五百六十円
		器具の使用	一点又は一組一回につき	一万五百七十円の範囲内で知事が定める額
		備考		
		専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。		
		(一) 「延長料」とは、許可使用時間を超えて使用した部分に対する利用料金をいい、当該許可使用時間を超えて使用した時間に一時間未満の端数があるとき、又はその時間が一時間未満であるときは、その端数の時間は、一時間として計算する。		

		(二) 児童、生徒若しくは学生（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。）が使用する場合又は文化の振興を目的とする公共的団体が営利若しくは宣伝を目的としない文化活動に使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の半額とする。 (三) 休日等（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいう。）に使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の百分の二十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。 (四) 文化活動に使用し、かつ、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額に次に掲げる入場料等の最高額の区分に応じそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。 1 千円以上二千円未満 百分の七十 2 二千円以上三千円未満 百分の百 3 三千円以上 百分の百五十 (五) 文化活動以外に使用する場合の利用料金の基準額は、（四）に準じて算出した額と前記の利用料金の基準額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を当該利用料金の基準額に加算した額のいずれか多い額とする。 1 営利又は宣伝を目的とする場合 百分の百五十 2 営利又は宣伝を目的としない場合 百分の七十 (六) 練習又は準備のために使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の半額とする。 (七) 知事が定める舞台設備を使用する場合の利用料金の基準額は、一設備につき五千八百円の範囲内で知事が定める額を前記の利用料金の基準額に加算した額とする。		
二	多目的ホール	専用使用	午前九時から正午まで 九千七百七十円 午後一時から午後五時まで 一万三千七百七十円 午後六時から午後十時まで 一万八千三百六十円 午前九時から午後五時まで 二万二千九百四十円 午後一時から午後十時まで 三万二千百三十円 午前九時から午後十時まで 四万千三百円 延長料一時間につき 四千五百八十円	
		器具の使用	一点又は一組一回につき 一万五百七十円の範囲内で知事が定める額	
		備考	一の項の備考の（一）から（六）までは、専用使用の場合に準用する。	

三	楽屋	専用使用	大楽屋	午前九時から正午まで	九百四十円	
				午後一時から午後五時まで	千二百八十円	
				午後六時から午後十時まで	千六百十円	
				午前九時から午後五時まで	二千二百二十円	
				午後一時から午後十時まで	二千八百九十円	
				午前九時から午後十時まで	三千八百三十円	
				延長料一時間につき	三百九十円	
				小楽屋	午前九時から正午まで	千二百七十円
		午後一時から午後五時まで	千七百二十円			
		午後六時から午後十時まで	二千百五十円			
		午前九時から午後五時まで	二千九百九十円			
		午後一時から午後十時まで	三千八百七十円			
		午前九時から午後十時まで	五千百四十円			
		延長料一時間につき	五百二十円			
備考						
一の項の備考の（一）は、この場合に準用する。						
四	ラウンジ	専用使用	午前九時から正午まで	千三百七十円		
			午後一時から午後五時まで	千八百六十円		
			午後六時から午後十時まで	二千三百五十円		
			午前九時から午後五時まで	三千二百三十円		
			午後一時から午後十時まで	四千二百十円		
			午前九時から午後十時まで	五千五百八十円		
			延長料一時間につき	五百八十円		
			備考			
		一の項の備考の（一）は、この場合に準用する。				
		五	リハーサル室	専用使用	一時間につき	五百十円
				器具の使用	一点又は一組一回につき	一万五百七十円の範囲内で知事が定める額
				備考		
				専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。		
				（一） 営利を目的として使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の百分の百五十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。		
（二） 一の項の備考の（二）は、この場合に準用する。						
六	主催者控室	専用使用	一時間につき	二百円		

七	チケット販売室	専用使用	一時間につき	三百円	
八	クローク	専用使用	一時間につき	二百円	
九	シャワー室	専用使用	一時間につき	三百円の範囲内で知事が定める額	
十	企画展示ホール	専用使用	午前九時から正午まで	五千七百五十円	
			午後一時から午後五時まで	七千七百八十円	
			午後六時から午後十時まで	九千七百八十円	
			午前九時から午後五時まで	一万三千五百三十円	
			午後一時から午後十時まで	一万七千五百六十円	
			午前九時から午後十時まで	二万三千三百十円	
			延長料一時間につき	二千四百三十円	
			器具の使用	一点又は一組一回につき	七千七百五十円の範囲内で知事が定める額
			備考		
			専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。 (一) 企画展示ホールの一部を使用する場合の利用料金の基準額は、当該使用する部分の面積に応じ、知事が定める額とする。 (二) 営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の百分の百五十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。 (三) 一の項の備考の（一）から（三）まで及び（六）は、この場合に準用する。		
十一	会議室	専用使用	午前九時から正午まで	一万六千六百五十円	
			午後一時から午後五時まで	二万二千四百七十円	
			午後六時から午後十時まで	二万八千三百十円	
			午前九時から午後五時まで	三万九千二百二十円	
			午後一時から午後十時まで	五万七千八十円	
			午前九時から午後十時まで	六万七千四百三十円	
			延長料一時間につき	七千六十円	
			器具の使用	一点又は一組一回につき	一万五百七十円の範囲内で知事が定める額
			備考		
			一の項の備考の（一）から（三）まで及び十の項の備考の（二）は、専用使用の場合に準用する。		

十二	特別会議室	専用使用	午前九時から正午まで	五千九百六十円
			午後一時から午後五時まで	八千六十円
			午後六時から午後十時まで	一万百五十円
			午前九時から午後五時まで	一万四千二十円
			午後一時から午後十時まで	一万八千二百十円
十三	和室	専用使用	午前九時から午後十時まで	二万四千百七十円
			延長料一時間につき	二千五百二十円
		器具の使用	一点又は一組一回につき	千八百八十円の範囲内で知事が定める額
			備考	
			一の項の備考の（一）から（三）まで及び十の項の備考の（二）は、専用使用の場合に準用する。	
十四	練習室	専用	大練習室	一時間につき 七百四十円
			小練習室	一時間につき 五百十円
		使用	器具の使用	一点又は一組一回につき 一万五百七十円の範囲内で知事が定める額
			備考	
			一の項の備考の（二）及び五の項の備考の（一）は、専用使用の場合に準用する。	

別表第二（第十三条、第十四条関係）
（平一七条例六二・一部改正）

項	設備の名称	単位	金額
一	電気設備	一時間につき	実費を勘案して指定管理者が定める額

《参考資料 1 4》

○山口県民文化ホール規則

平成八年六月二十八日
山口県規則第七十四号

山口県民文化ホール規則をここに公布する。

山口県民文化ホール規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県民文化ホール条例(平成八年山口県条例第二号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、山口県民文化ホールいわくに(以下「県民文化ホール」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第十一条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - 二 指定しようとする期間
 - 三 応募者に必要な資格に関する事項
 - 四 応募の方法及び期間
 - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- (平一七規則一〇四・全改)

(応募の手続)

第三条 条例第十一条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 県民文化ホールの管理に係る事業計画

2 条例第十一条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - 二 法人にあつては、登記事項証明書
 - 三 県民文化ホールの管理に係る収支予算書
 - 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類
 - 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
 - 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- (平一七規則一〇四・全改)

(指定の公示)

第四条 条例第十一条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に

登載して行うものとする。

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - 三 指定の期間
- (平一七規則一〇四・全改)

(遵守事項)

第五条 県民文化ホールを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守し、県民文化ホールの設置の目的に沿って、これを使用しなければならない。

- 一 県民文化ホールの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
 - 二 他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が県民文化ホールの管理のため必要があると認めて定めた事項
- (平一七規則一〇四・旧第六条繰上・一部改正)

(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、県民文化ホールの管理について必要な事項は、別に定める。

(平一七規則一〇四・旧第七条繰上)

附 則

この規則は、平成八年六月三十日から施行する。

附 則(平成一七年規則第一〇四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

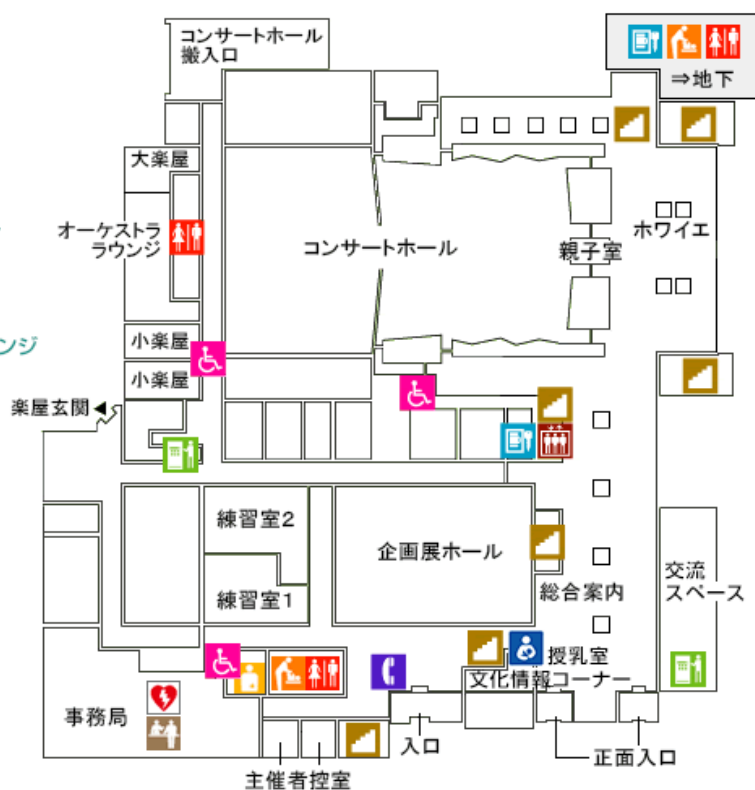
- 2 この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間における県民文化ホールの開館日並びに山口県民文化ホール条例(平成八年山口県条例第二号)第六条の規定による許可及び当該許可を受けた事項の変更の許可については、改正後の山口県民文化ホール規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

《参考資料 1 5》

山口県民文化ホールいわくにフロアマップ

1F

コンサートホール
ホワイエ
企画展示ホール
練習室
事務局
総合案内
クローク
文化情報コーナー
交流スペース
楽屋
控室
オーケストララウンジ



2F

コンサートホール2F
ホワイエ
多目的ホール
大会議室
特別会議室
練習室
和室
リハーサル室
楽屋
控室

